

名古屋港管理組合公報

平成18年3月31日

(金曜日)

第371号

目 次			
条 例			
○名古屋港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例	1	○名古屋港審議会委員の任免	32
○名古屋港管理組合個人情報保護条例	2	○名古屋港管理組合副管理者の任期満了	32
○特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例	8	○名古屋港管理組合出納長の任期満了	32
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9	正 話	
規 則		○公報号外第200号	32
○名古屋港管理組合事務部局組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	9		
○名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	9	条 例	
○名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則	10	名古屋港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。	
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11	平成十八年三月三十一日	
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	11	名古屋港管理組合管理者	
○給与条例施行規則の一部を改正する規則	11	名古屋市長 松原 武久	
○住居手当規則の一部を改正する規則	11		
○特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	12	名古屋港管理組合条例第三号	
○旅費条例施行規則の一部を改正する規則	12	名古屋港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例	
○名古屋港管理組合財務規則及び名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	12	名古屋港管理組合条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。	
○指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部の施行期日を定める規則	14	目次中「第四章 雜則(第113条—第118条)」を「	
○名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	14	第四章 雜則(第113条—第119条)に改める。	
○名古屋港湾会館管理規則の一部を改正する規則	14	第五章 罰則(第120条)に改める。	
告 示		第二条第一項中「、図画、写真及びフィルム」を「及び図画」に改める。	
○平成16年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	15	第七条第一号へ中「公務員」を「公務員等」に、「国家公務員及び」を「国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百二号)第二条第一項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ)の役員及び職員」に、「をいう」を「並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ)の役員及び職員をいう」に、「当該部分」を「当該公務員等の氏名に係る部分」に改め、同条第三号中「その他の団体」を削り、「及び地方公共団体を除く。」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。」に改め、同条第五号中「及び他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第六号中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号イ中「又は試験」を「、試験又は相続の賦課若しくは徵収」に改め、同号ロ中「又は地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人」を加える。	
○平成16年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	15	第十五条第一項中「及び他の地方公共団体並びに」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び」に改め、「以下」の下に「この条並びに第十九条第二項及び第三項において」を加える。	
○平成18年度名古屋港管理組合予算の要領	16	第十八条第一号中「条例」の下に「(名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)を除く。以下同じ。)」を加える。	
○平成17年度名古屋港管理組合補正予算の要領	22	第十八条を第十九条とし、第十七条の次に次の一条を加える。	
○指定金融機関、収納代理金融機関の変更	24	(指定管理者の情報公開)	
○出納取扱金融機関、収納取扱金融機関の変更	25		
○指定管理者の指定	25		
○徴収事務等の委託の廃止	25		
○名古屋港湾会館の使用料の細目料金の廃止	26		
○港湾施設の変更	26		
○臨港緑地の変更	26		
○放置自動車の廃物認定	29		
訓 令			
○課の組織の分掌事務規程等の一部改正	29		
議 会 事 項			
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	30		
○名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程の一部改正	31		
監 査 委 員 事 項			
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	31		
審 議 会 事 項			

第二十八条 管理者は、公の施設の管理を行わせる指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）について、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に係る情報の公開が推進されるよう、当該指定管理者に対し指導する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第三十条 第二十条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第五章 罰則（第三十条）」を加える部分に限る。）、第十八条第一号の改正規定及び第四章の次に一章を加える改正規定は、平成十八年七月一日から施行する。

名古屋港管理組合個人情報保護条例を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合個人情報保護条例

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第一節 個人情報の取扱いの制限（第四条～第七条）
 - 第二節 個人情報の適正な管理等（第八条～第十二条）
- 第三章 自己情報の開示、訂正及び利用停止
 - 第一節 開示（第十三条～第二十六条）
 - 第二節 訂正（第二十七条～第三十四条）
 - 第三節 利用停止（第三十五条～第四十条）
 - 第四節 不服申立て等（第四十一条～第四十二条）
- 第四章 名古屋港管理組合個人情報保護審議会（第四十二条～第四十五条）
- 第五章 雜則（第四十六条～第四十九条）
- 第六章 罰則（第五十条～第五十四条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、名古屋港管理組合（以下「管理組合」という。）の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにし、もつて管理組合行政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 管理者及び監査委員をいう。

二 個人情報 個人にに関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（当該法人その他の団体の機関としての情報に限る。）

ロ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

三 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（名古屋港管理組合情報公開条例（平成十一年名古屋港管理組合条例第七号）第

二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

四 本人個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に關し必要な策を講じなければならない。

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第一節 個人情報の取扱いの制限

- 四 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 1 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - 2 本人の同意があるとき。
 - 3 出版等により公にされているとき。
 - 4 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - 5 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。
 - 6 本人の死亡、精神上の障害等による事理を弁護する能力の欠如、所在不明その他これらに準ずる理由により、本人から収集することが不可能であり、又は困難であると認められるとき。
 - 7 爭訟、交渉、評価、選考、指導等に係る事務を行う場合において、事務の性質上本人から収集することによつてはその目的を達成することができないと認められるとき、又は本人から収集することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
 - 8 実施機関以外の管理組合の機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）他の方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、当該収集が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないものであり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - 9 名古屋港管理組合個人情報保護審議会（以下「この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴いた上で、相当な理由があると実施機関が認めたとき。
 - 4 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに審議会の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 1 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - 2 審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。
 - 五 個人情報の利用及び提供の制限
 - 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、当該利用又は提供によって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - 1 法令又は条例の規定に基づくとき。

<p>二 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>三 出版等により公にされているとき。</p> <p>四 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急を要し、かつ、やむを得ないと認められるとき。</p> <p>五 専ら学術研究目的として利用し、又はその目的のために提供するとき。</p> <p>六 実施機関の内部で利用する場合で、当該利用が当該実施機関の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>七 管理組合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下この号において「管理組合の機関等」という。）に提供する場合で、当該提供が当該管理組合の機関等の事務又は事業を遂行するためやむを得ないと認められるとき。</p> <p>八 審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めたとき。</p> <p>（個人情報の提供を受けるものに対する措置要求）</p> <p>第六条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。</p> <p>（オンライン結合による個人情報の提供の制限）</p> <p>第七条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）による個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を開始しようとすることは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聽かなければならぬ。オンライン結合による個人情報の提供の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 法令又は条例の規定に基づきオンライン結合により提供するとき。</p> <p>二 実施機関以外の管理組合の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対してオンライン結合により提供するとき。</p> <p>三 インターネットにおける実施機関のウェブサイトに個人情報を掲載することにより提供するとき（本人の同意があるとき、その他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。）。</p> <p>3 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を行うときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（第二節 個人情報の適正な管理等）</p> <p>（個人情報の適正な管理）</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。</p> <p>（職員の義務）</p> <p>第九条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は</p>	<p>不当な目的に使用してはならない。</p> <p>（委託に伴う措置等）</p> <p>第十条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該事務の委託契約において、委託を受けたものが講るべき個人情報の保護のために必要な措置の基準を定めなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、前項に規定する基準に従い、個人情報の保護のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>4 前三項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。</p> <p>（苦情の処理）</p> <p>第十二条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>（個人情報取扱事務の登録）</p> <p>第十三条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（次の各号のいずれかに該当する事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。</p> <p>一 管理組合の職員又は職員であつた者に係る人事、給与等に関する事務</p> <p>二 その他審議会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとすることは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。</p> <p>一 個人情報取扱事務の名称及び目的</p> <p>二 保有個人情報の対象者の範囲</p> <p>三 個人情報の収集先</p> <p>六 その他実施機関の規則（実施機関の規程を含む。以下同じ。）で定める事項</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務について、同項各号に掲げる事項を変更しようとすることは、あらかじめ、登録簿に必要な修正を加えなければならない。</p> <p>4 実施機関は、第一項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、第一項又は第三項の規定により、登録し、又は登録した事項を修正したときは、遅滞なく、審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該登録し、又は修正した事項について意見を述べることができる。</p> <p>6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（第三章 自己情報の開示、訂正及び利用停止）</p> <p>（第一節 開示）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第十三条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
--	--

(開示請求の手続)

第十四条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報の開示請求については、口頭により行うことができる。

- 1 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 三 その他実施機関の規則で定める事項
前項の場合において、開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること。第二十四条第一項において同じ。）を証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令又は条例の定めるところにより、開示請求者（第十三条第一項の規定により法定代理人が開示請求をした場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人をいう。次号及び第五号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）に開示することができないと認められる情報

一 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なほ開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にあつては、当該公

務員等の氏名に係る部分を除く。）

三 第十二条第二項の規定により法定代理人が開示請求をした場合において、法定代理人に開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報

四 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

五 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

六 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

七 管理組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがあるもの

八 管理組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 計約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第十六条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害する

おそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第十五條第一号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第十九条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所その他開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは、開示請求を含む。）は、開示をしない旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して十五日以内にしなければならない。ただし、第十四条第三項の規定により補正を求められた場合にあつては、当該補正を要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十一条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して四十五日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第二項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十二条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十九條第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を受けた実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に管理組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条並びに第四十二条第二項及び第三項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に開示する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

2 して、意見書を提出する機会を与えることができる。

一 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開

示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該

第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める

事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与える

なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない

場合は、この限りでない。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開

示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報

が第十五条第二号ロ又は第五号ただし書に規定する情報

に該当すると認められるとき。

三 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第

七十一条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四条 実施機関は、開示決定をしたとき、又は第十四条第一項ただし書の規定により開示請求書の提出を要しない開示請求があつたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合において、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているときはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている行政文書の保存に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行なうことができる。

(費用の負担)

第二十五条 前条第一項の規定に基づき、文書等について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして実施機関の規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

- 第二十六条** この節の規定は、次の各号に掲げる保有個人情報の開示について適用しない。
- 一 法令又は他の条例（名古屋港管理組合情報公開条例を除く。以下同じ。）の規定に基づき、閲覧し、又は縦覧することができる文書等に記載されている保有個人情報の閲覧
 - 二 法令又は他の条例の規定に基づき、謄本、抄本その他写しの交付を受けることができる文書等に記載されている保有個人情報写しの交付
 - 三 法令又は他の条例の規定に基づき、第二十四条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示を受けることができる電磁的記録に記載されている保有個人情報 当該同一の方法

第二節 訂正

(訂正請求権)

- 第二十七条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第二十五条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 前条各号の法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、当該訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日から起算して九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- 第二十八条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。
- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるもの及び訂正請求の内容が事实上に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対して、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

- 第二十九条** 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第三十条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対

し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

- 第三十一条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかるらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第三十二条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかるらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 一一 本条を適用する旨及びその理由
 - 二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

- 第三十三条** 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十二条第三項の規定に基づく開示に係るものであるときは、その他他の実施機関において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第二十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

- 第三十四条** 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

- 第三十五条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関する法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 第四条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第五条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 第五条又は第七条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、当該利用停止請求に係る保有個人情報

の開示を受けた日から起算して九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第三十六条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- 一一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 一二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

二 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を証明するためには必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止義務)

第三十七条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十八条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第三十九条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第三十六条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかるわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかるわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一一 本条を適用する旨及びその理由
- 一二 利用停止決定等をする期限

第四節 不服申立て等

（審議会への諮問等）

第四十一条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に

ついて行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

- 一一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 一二 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定）を除く。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定）を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

四 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定）を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を開示することとするとき。

- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一一 不服申立人及び参加人

一二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これら

の者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書

を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人

である場合を除く。）

3 第二十二条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、

又は棄却する決定

一二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定

等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者であ

る参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意

思を表示している場合に限る。）

（適用除外）

第四十二条 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章の規定が適用されない保有個人情報につ

いては、適用しない。

第四章 名古屋港管理組合個人情報保護審議会

（名古屋港管理組合個人情報保護審議会）

第四十三条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、名古屋港管理組合個人情報保護審議

会（以下「審議会」という。）を置く。

審議会は、個人情報の保護に関する事項について調査審

議し、実施機関に意見を述べることができる。

審議会は、委員三人以内で組織する。

委員は、学識経験のある者のうちから管理者が任命する。

委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合

における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはなら

ない。その職を退いた後も、同様とする。

（審議会の調査審議の手続）

第四十四条 審議会は、第四十二条第一項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあ

3 たときは、これを拒んではならない。
審議会は、第一項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諸間実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関する意見書又は資料の提出を求めることが適当と認める者にその知つてある事實を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、不服申立てから申立てがあつたときは、当該不服申立てに口頭で意見を述べる機会を与えるべきではない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 前項本文の場合においては、不服申立て人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

7 不服申立て人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

8 審議会は、不服申立て人等から、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を認められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、これに応するよう努めるものとする。

9 審議会の行う第一項に規定する調査審議の手続は、公開しない。

10 審議会は、第四十一条第一項の規定による諸問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立て人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（規則への委任）
第四十五条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

第五章 雜則
(管理組合の出資法人の責務)
第四十六条 管理組合が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関の保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施行の状況の公表）
第四十七条 管理者は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 管理者は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（適用除外）
第四十八条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた保有個人情報
二 総計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた保有個人情報

三 総計法報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）第四条第一項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の微集によって得られた保有個人情報

（委任）
第四十九条 この条例に定めるもののか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則で定める。

第六章 罰則

第五十条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、指定管理者者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第十条第三項に規定する事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十一条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十三条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第四章の規定並びに次項及び附則第五項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 （経過措置）
実施機関は、この条例の規定により審議会の意見を聽くこととする事項については、この条例の施行前ににおいても、審議会に諮問することができる。

3 この条例の施行の際に行われているオンライン結合による個人情報の提供については、第七条第二項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 この条例の施行の際に行われている個人情報取扱事務については、第十二条第二項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 （特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二名古屋港管理組合放置自動車廃物判定委員会の委員の項の次に次のように加える。

名古屋港管理組合 個人情報保護審議会の委員	日額一万三千三百円	旅費条例に規定する八級の職務にある者の旅費相当額
--------------------------	-----------	--------------------------

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第五号

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例
（特別職の職員の給料月額の特例）

第一条 特別職の職員（特別職の職員の給与等に関する条例

(昭和二十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「特別職条例」という。)第一条第二号に掲げる職員(愛知県又は名古屋市の特別職の職にある者を除く。)に限る。)の給料月額は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間(以下「特別期間」という。)において、特別職条例第二条第一項の規定にかかわらず、特別職条例別表第一に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職条例第二条第二項及び第三項並びに第四条の二に規定する手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

第二条 一般職に属する職員の給料月額の特例

特例期間における給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)第三条及び第四条第一項に規定する給料(給与条例第十二条第二項に規定する臨時に雇用する職員に対して支給する給料を除く。以下同じ。)の月額は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給与条例に規定する手当及び職員の退職手当に関する条例(昭和二十年名古屋港管理組合条例第二号)に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額並びに給与条例第十九条に規定する一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額(給与条例第十三条の規定により減額する場合のその算出の基礎となるものを除く。)は、給与条例第五条、第六条、別表第一及び別表第二の規定により定められる額とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員(以下「行政職員」という。)でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の一

二 行政職員でその職務の級が七級であるもの(給与条例第八条の二第二項の規定により管理者手当を支給される者に限る。)並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者の定めるもの 百分の一

附 則
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年名古屋港管理組合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中「愛知県海部郡飛島村及び同郡弥富町」を「弥富市及び飛島村」に改める。

附 則
この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合事務部局組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合事務部局組織規則及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(名古屋港管理組合規則第一号の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「五組織」を「四組織」に、「統計センター」を「環境保全センター」に改め、同条に次の二項を加える。

2 計画担当に統計センターを附置する。

第二条第八号中「統計センター」を削る。

第四条に次の二号を加える。

八 港湾統計の作成及び解析に関すること。

九 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

第四条に次の二項を加える。

2 統計センターの分掌事務は、次のとおりとする。

一一 港湾統計の作成及び解析に関すること。

一二 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第二号中「推進」を「実行計画」に改め、同条第八号中「及び指導」を「指導及び調整」に改める。

第八条中第二十六号を第二十七号とし、第十四号から二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 個人情報の保護に関すること。

第二十七条中「第八条第二十五号」を「第八条第二十六号」に改める。

第二十八条第二項中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第二号とする。

第二十九条第二項中「企画調整室統計センター」を「企画調整室計画担当」に、「企画調整室統計センター所長」を「企画調整室計画担当統計センター所長」に改め、「総務部総務課に総務部総務課秘書室長」を削り、同条第三項中「主査(次項の規定による主査を除く。)」を「担当係長若しくは主査」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

職員の職の設置に関する規則の一部改正

第二条 職員の職の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二企画調整室統計センター所長の項中「企画調整室統計センター所長」を「企画調整室計画担当統計センター所長」に、「企画調整室統計センター」を「企画調整室計画担当統計センター」に改め、同表総務部総務課秘書室長の項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十二年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「写し」の下に「電磁的記録を用紙に出力したものを作成する。第十条第二項において同じ。」を加

える。

第十条第二項中「文書等」を「行政文書」に改め、同条第三項中「閲覧」の下に「又は視聴」を加え、「文書等」を「行政文書」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十四条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第十二条第一項第二号中「写真」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同项第八号中「については」の下に「管理者が別に定めるものを除き」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（条例第十六条第二項の実施機関の規則で定める方法）

第十二条 条例第十六条第二項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、管理者が適当と認める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものとの聴取

二 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものとの視聴

三 前二号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの)を用紙に出力したものを同じ。次項第二号において同じ。)により行うことができるるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は視聴

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したもの閲

2 条例第十六条第二項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、管理者が適当と認める方法とする。

一 録音ディスク又は録画ディスク 当該録音ディスク又は録画ディスクを光ディスクに複写したものの交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、管理者がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付

ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスクに複写したものの交付

（条例第十七条の実施機関の規則で定めるもの）

第十二条 条例第十七条の実施機関の規則で定めるものは、前条第二項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

様式第一号中「1 閲覧・聴」を「1 閲覧・視聴」に改め、「3 視聴」を削り、「2 ※の欄は、記入する必要がありません。」を「2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

様式第二号及び様式第三号の規定中「2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。」を「2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」に改める。

「教示」

1 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日

の翌日から起算して60日以内に名古屋港管理組合管理者に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日(異議申立てをしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋港管理組合を被告として(名古屋港管理組合管理者が被告の代表者となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。」

様式第十号中「教示」を

に改め、同様式備考第二号を次のように改める。

2 名古屋港管理組合情報公開条例第19条第3項において準用する同条例第15条第3項の規定により通知する場合は、教示文を省略すること。

様式第十一号中「様式第11号(第11条関係)」を「様式第11号(第13条関係)」に改める。

附 則

1 (施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定により提出されている行政文書開示請求書については、この規則による改正後の名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合個人情報保護審議会規則 (趣旨)

第一条 この規則は、名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)第四十五条の規定に基づき、名古屋港管理組合個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会は、会長が招集する。

審議会においては、会長が議長となる。

4 開き、議決をすることができない。

審議会の議事は、原則として委員全員の同意で決するものとし、当該同意が得られないときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第四条 この規則に定めるものほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第四号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

（勤務した期間）

第三条の二 条例第五条の二第一項に規定する「勤務した期間」とは、次に掲げる期間（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）であつた期間がある職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年名古屋港管理組合条例第一号）第九条各号に掲げる特定法人（以下「特定法人」という。）におけるこれらに相当する期間及び職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）第八条第一項に規定する特別法人職員（以下「特別法人職員」という。）であつた期間がある職員の同項に規定する特別法人（以下「特別法人」という。）におけるこれらに相当する期間を含む。）とする。

一 職員が現に勤務した期間

二 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けた期間

ロ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ハ 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第二十二条第一項に規定する職員であつた期間

2 条例第五条の二第二項に規定する「勤務した期間」とは、次に掲げる期間（退職派遣者であつた期間がある職員の特定法人におけるこれらに相当する期間及び特別法人職員であつた期間がある職員の特別法人におけるこれらに相当する期間を含む。）とする。

一 職員が現に勤務した期間

二 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号）第十四条第一号の規定による特別休暇を受けていた期間

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第五号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「引き続いて四日以内（多胎妊娠である場合又は職員の第一子以外の子に係る出産の場合にあつては、五日以内）」を「四日（多胎妊娠である場合又は職員の第一子以外の子に係る出産の場合にあつては、五日）以内（半

日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては四日をもつて二十一時間とする。」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第六号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

第八条の二の見出しを「（地域手当）」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十八条の四第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（扶養手当等の日割計算）

第二十二条 職員の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当又は単身赴任手当（次項において「扶養手当等」という。）を日割計算する場合について、管理者の承認を得て総務部長が定める。

2 扶養手当等を日割計算して支給する場合は、給料の日割計算の方式に準じて支給する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 休業補償等の付加給付に関する条例施行規則の一部改正

休業補償等の付加給付に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（住居手当規則の一部改正）

3 住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

4 失業者の退職手当支給規則の一部改正

失業者の退職手当支給規則（昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

様式第一号、様式第二号、様式第十四号及び様式第十五号中「謹慎手当」を「基減手当」に改める。

（単身赴任手当規則の一部改正）

5 単身赴任手当規則（平成二年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第七号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和四十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「弥富町」を「弥富市」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

